

平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(平成一四年三月三十一日法律第二〇号)

一、提案理由(平成一四年二月二七日・衆議院財務金融委員会)

塩川国務大臣 ただいま議題となりました平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

平成十四年度予算は、改革断行予算として、五兆円を削減しつつ重点分野に二兆円を再配分するとの方針のもと、歳出の一層の効率化を進める一方、予算配分を少子高齢化への対応、科学技術、教育、ITの推進等の重点分野に大胆にシフトすることとともに、特殊法人等への財政支出について、事務事業の抜本の見直しの結果等を反映し、一般会計、特別会計合わせて、一兆一千億円を超える削減を実現しております。

これらの歳出面における努力や歳入面における税外収入の確保などにより、国債発行額三十兆円以下との目標を守り、限られた財源をむだ遣いしない体質へ改善するとともに、将来の財政破綻を阻止するための第一歩を踏み出すことといたしました。

本法律案は、以上申し上げましたように、当面の財政運営を適切に行うため、公債の発行の特例に関する措置等を定めるものであります。

以下、その法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、平成十四年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることといたしております。

第二に、平成十四年度において、外国為替資金特別会計から、外国為替資金特別会計法第十三条の規定による一般会計への繰り入れをするほか、千五百億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとしております。

第三に、日本中央競馬会は、平成十四事業年度において、既定の国庫納付金のほか、特別積立金のうち五十億円を平成十五年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととしております。

第四に、地方交付税法等の一部を改正する法律附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち、平成十三年度の末日においてまだ償還されていないものについては、国債整理基金特別会計法第二条第四項の規定は適用しないこととし、これを定率組み入れの対象とすることにしております。

……………(略)……………

以上が、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、

租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び関税込率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告（平成一四年三月六日）

坂本剛二君 ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、当面の財政運営を適切に行うため、平成十四年度における公債の発行の特例に関する措置、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置等を定めるものであります。

……………（略）……………

両案は、去る二月十九日当委員会に付託され、同月二十七日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、本日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一四年三月二九日）

山下八洲夫君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、最近における国の財政収支の状況にかんがみ、当面の適切な財政運営に資するため、平成十四年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めようとするものであります。

……………（略）……………

二法律案につきまして、質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して大塚耕平委員、日本共産党を代表して池田幹幸委員、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の平野達男委員より、それぞれ二法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、二法律案は多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。